

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第4項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。

第3条第1項中「（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第4条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」

を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第9号ただし書中「やむを得ない」を「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第14条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護に限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第14条第19号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(同項に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等に係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。